

「富山県ひとり親家庭等自立促進計画（第5次）素案」に対する 意見募集の結果について

1 募集期間

令和7年2月10日（月）～令和7年2月28日（金）

（郵送の場合は、令和7年2月28日（金）の消印まで有効）

2 募集方法

(1) 閲覧場所

- ・富山県ホームページ
- ・富山県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、こども家庭室こども未来課）
- ・各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）
- ・富山県立図書館

(2) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、県ホームページのパブリックコメント専用フォーム

3 意見提出数 207件（168名）

（内訳）

内容	意見数
計画の基本的事項に関すること	1
施策の内容に関すること	195
相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化	12
就業支援の積極的推進	13
子育て・生活支援策の充実強化	82
養育費確保及び親子交流支援の推進	14
経済的支援の推進	74
その他	11
合計	207

4 主なご意見の概要と県の考え方

趣旨が同じご意見はまとめたうえで要約しています。

ご意見の概要	県の考え方
計画の基本的事項に関すること	
計画の名称に「自立促進」とあるのは、ひとり親家庭等が自立していないという認識のもとで考えられているということである。経済的な苦しさや家事育児のワンオペなどで困難を抱えて生活せざるを得ない状況の方が多いのは事実であるが、「自立」とは、物事を自分の力で判断したり生活したりすることである。離婚してひとりで子どもを育てようとする人は、自主自立の体現者ではないか。この計画の本質により近い名称は、「富山県ひとり親家庭等支援推進計画」が妥当と考える。	・母子及び父子並びに寡婦福祉法において、都道府県が策定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」を「自立促進計画」とする。としていることから、本県の計画名を「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」としております。
	計画の名称
施策の内容に関すること	
相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化	
- 死別により、ひとり親となった。黙って話を聞いてくれる相談を希望している。 - もっと親身になって話を聞いてもらえ、相談できる場所が欲しい。 - 制度内容や所得制限の計算がわかりづらい。役所で聞いてもわからない。優しく詳しく教えて欲しい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり記載しました。 ・母子・父子自立支援員、市町村等の相談窓口で対応する職員、母子家庭等就業・自立支援センターや県女性相談支援センターなどさまざまな機関の相談員等を対象とした研修を実施、知識習得のための講義、情報交換などを通して、個々の家庭に寄り添い、安心して相談できる体制づくりを進めます。
- シングル同士の交流の場や情報交換する場があると良い。 - 気軽に何でも相談できる窓口が増えてくれるといい。行政機関では、土日祝が開いていない。 - 気軽に相談できる相談窓口一覧が欲しい。 - 匿名で相談できる、相談できるところが欲しい。 - 離婚前に相談できる場所が欲しい。 - 日々の疲れを癒してくれる場所の提供	P21（2）母子・父子自立支援員等の資質向上 ・県では、ひとり親支援団体や民間団体等との協働により、離婚前からの相談やアウトリーチ相談、居場所の提供などに取り組んでおり、引き続き、相談機会の充実に努めるとともに、ご意見を踏まえ、適切な情報提供を行ってまいります。
	P22（6）民間団体との連携による相談機会の充実
就業支援の積極的推進	
- 共働きと同じ働き方を求めるのではなく、ひとり親の働きやすさに配慮した求人枠の働きかけ・求人掲載、あっせんなどワンストップの支援をお願いしたい。 - プレシングルで、転職活動をしている。調停中・裁判中の場合、支援を受けられるようにしてほしい。	・富山県富山市母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、離婚前も含めたひとり親家庭等の状況に応じた就業相談や求人情報の提供、求人開拓などに取り組んでいます。 ご意見を踏まえ、引き続き、ひとり親に寄り添った就業支援を進めていきます。
傷を少しずつ癒しながら、子育てや家事の支援を受けつつ、徐々に仕事量も増やし、自立できるようになるまで伴走支援を希望。	P24 1(1)母子家庭等就業・自立支援センター等による親及びこどもの就業支援 ・県や市では、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親と個別に面接し、資格取得へのアドバイス、就業への支援など個々のケースに応じたトータルな自立支援計画を策定し、プログラムに沿った支援状況のフォロー、アフターケアを実施しております。 ・また、必要に応じ、当該計画に基づき、ハローワークに就業支援要請を行い、自立に至るまでの一貫した支援を実施しております。 ご意見を踏まえ、引き続き、ひとり親に寄り添った就業支援を進めていきます。
- 就労に向けた資格取得費用やその間の生活費などの支援があれば就労に向けて繋がる。 - 市で母子家庭の職業訓練は、オンライン不可と言われた。働きながら毎日通うことが難しく、要件を緩和してほしい。	P25 1（2）母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施 ・県及び市において、就労に向けた資格取得費用や生活費の支援を行っております。 ・修業形態については、国において、原則として通学制若しくは、同時かつ双方向に行われるオンライン学習によるものとされております。 ご意見を踏まえ、引き続き、就労に向けた資格取得の支援を進めていきます。
	P26 2（1）母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援
- ひとり親の子育てと仕事との両立の大変さについて、会社も理解していると言うが実際には給料が減ったりするのでもっと理解してくれる方が増えるといいと思う。 - テレワークや子どもとの出勤が可能な就労先が増えると良い。 - だれもが働きやすい職場環境を、事業主が中心となって醸成してほしい。	P34 2(3)住宅資金や転宅資金の貸付けの実施 ご意見を踏まえ、引き続き、 - ひとり親等の就業促進についての理解を得るため、事業主に対する啓発活動や情報提供を行います。 - ひとり親が働きやすい環境整備などひとり親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体の周知を図ります。
ひとり親等の起業支援は、過去5年間の実績をみるとあまり必要性のない印象がある。自ら起業しようとするエネルギーのあるひとり親は、ごく少数ではないか。予算をどれだけ充てているかわからないが、検討を要すると思う。	P29 3(1)ひとり親の雇用に関する事業主への働きかけ ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
	P30 3(3)ひとり親等の起業に対する支援

ご意見の概要	県の考え方
子育て・生活支援策の充実強化 ・ 土日や祝日、平日夕方(19時など)まで子どもを預かってもらえるところが欲しい。 ・ 学童保育料への支援が欲しい。 ・ 病児保育の対象年齢を上げてほしい。 ・ 病児保育の施設が少ないので増えると有難い。 ・ 病児保育の利用をひとり親優先などの支援をしてほしい。 ・ 無料で子供が遊べる屋内施設がほしい。 ・ ファミリーサポートの助成費を手厚くしてほしい。利用料を下げて欲しい。 ・ ひとり親の学習支援の回数や対象を拡充して欲しい。 ・ 学習支援をして欲しい。近くであると良い。 ・ 塾費用への支援があると非常に助かる。 ・ 母親の病気や出張などの際、宿泊型の預かりサービスがあると良い。 ・ ひとり親の体調不良時の生活支援が欲しい。(家事、買い物、弁当宅配など) ・ こどもと向き合う時間を確保するため、家事代行サービスが欲しい。 ・ 産後1年後以降もヘルパー派遣支援があると助かる(無期限、安価で) ・ 家賃や転居費用への補助が欲しい。 ・ 母子生活支援施設を設置して欲しい。 ・ ①第4章3-3「身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進」 (1) 民生委員・児童委員等による支援の促進について 私は現在、民生委員・児童委員を務めている。ひとり親家庭等に該当する方々についてほとんど情報がないので、実際に相談を受けたり見守りや訪問をしたりすることができない。小学校との連絡懇談会は年1回だけ開催されるが、学校側からは具体的な困りごとや見守り要請などは全くない。個人情報保護するために、必要な支援や相談、見守りなどが届かない歯がゆさを痛感している。 県の計画に、このような実態とかけ離れた文言が記述されているのは疑問である。他の校区、市町村ではそのようなことはないのか。	ご意見を踏まえ、引き続き、 保育所等の優先的利用や多様な保育の充実、放課後児童クラブの整備、こども食堂など地域でのこどもの居場所づくりなどを通して、こどもを安心して育てられる環境づくりを積極的に推進していきます。 P32 1(1)切れ目のない子育て支援の充実(多様な保育の充実) ・ 県内には46か所の児童館・児童センターがあります。 ひとり親支援ナビを活用し、周知してまいります。 P33 1(3)地域の力を生かした多様な子育て支援の促進 ・ 県では、市町村と連携し、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成しており、 ご意見を踏まえ、引き続き、事業の活用を進めていきます。 P33 1(4)ひとり親家庭子育てサポートの実施 ・ ひとり親家庭のこどもに対して、市町村と連携し、公民館等において、学習ボランティア等による学習支援や基本的な生活習慣の習得支援、進学相談対応を行っています。 ご意見を踏まえ、引き続き、事業の推進に努めます。 P33 1(5)学習支援ボランティア等によるひとり親家庭のこどもへの学習支援 ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。 — ・ ひとり親家庭等が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業について、 地域における事業ニーズを的確に把握し、必要な家庭に対して支援が提供できるよう事業の実施の推進に努めます。 P34 2(1)ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施・提供体制の整備 ・ 県では、住宅の取得や移転についての貸付や就労を通じた自立を目指すひとり親に対する償還免除付きの住宅支援貸付を行っているほか、自治体によっては独自の支援制度等があります。 引き続き、ひとり親支援ナビ等を活用し、周知してまいります。 P34 2(3)住宅資金や転宅資金の貸付けの実施 ・ 県では、柔軟な支援が可能な民間シェルターと連携し、居場所の提供やカウンセリング、生活支援など自立に向けた継続的支援に取り組んでいます。 また、計画素案において、以下のとおり、追記しました。 関係機関や民間団体等と連携し、ひとり親家庭が安心して生活できるよう中長期の居場所と自立に向けた支援の提供などの機能を果たす体制整備に取り組めます。 P34 2(4)中長期の居場所の提供と自立に向けた支援 ご指摘の箇所につきましては、 ・ ひとり親家庭から民生委員・児童委員の方に相談があった場合に、必要に応じて適切な機関につなげるよう情報提供させていただく旨を記載しております。 ご意見を踏まえ、 「ひとり親支援ナビ」の「民生委員・児童委員」の案内ページで ・ 困ったことがあった場合には、地域の民生委員・児童委員に相談できること ・ 民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談した方の秘密は守られることを追記するなど、ひとり親家庭への情報提供を行います。 P34 3(1)民生委員・児童委員等による支援の促進

ご意見の概要		県の考え方
	・シングルマザー同士の交流会や勉強会、イベント参加など、孤立しないような支援が欲しい。 ・母子家庭の子供だけ集まって遊んだり話をする場所があればよい。 ・スキーや旅行など、体験格差が大きい事柄について、シングルのためのイベントや、経済的な支援があるとうれしい。	・地域においては、母子・父子福祉団体等が主体となって、ひとり親家庭等のための親子の集いを開催し、親子の交流の機会を提供しています。 ・また、県では、ひとり親支援団体や民間団体等との協働により、離婚前からの相談やアウトリーチ相談、居場所の提供などに取り組んでいます。 ご意見を踏まえ、引き続き相談機会の充実や交流の場の提供に努めるとともに、適切な情報提供を行ってまいります。
	・シングルマザー家庭は、フリースクール代無料、送迎の支援、困りごとを話せる居場所を求める。 ・シングルで多子世帯に、金銭的、食料、母のレスパイト（土日の1泊の預かりなど）など支援をお願いしたい。	P34 3（2）母子・父子福祉団体活動や地域行事等への参加促進 ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
		—
	養育費確保及び親子交流支援の推進	
	・養育費の支払いを義務化、強制化してほしい。強制的に徴収するシステムを作してほしい。 ・物価高騰の中、十年以上前に決めた養育費額は変わらず、とても苦しい時がある。 ・面会交流について、共同親権が実施されることで精神的な負担大きい。 ・共同親権導入が不安である。	・親権に関する規定の見直しや養育費の支払い確保に向けた見直しを含む民法の一部を改正する法律が、令和8年5月までに施行されることとなっております。国において、ひとり親向けリーフレットの発行を予定しているのとっており、県としても、そういったリーフレットを活用し、周知を図ります。
	・面会交流について相談できる人が欲しい。	P35（1）養育費の確保、親子交流に関する情報提供と社会的気運の醸成 ・国の養育費等相談支援センターでは、面会（親子）交流について、電話及びメールでご相談いただけます。 引き続き、ひとり親支援ナビ等を活用し、周知してまいります。
	・面会交流を検討した際、離婚前別居中に、利用できる機関がなく困った。	P35（1）養育費の確保、親子交流に関する情報提供と社会的気運の醸成 ・ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
	・養育費を嫌がらせて数万円減らしたり、払わない月があったり毎月滞り振り込まれるか不安になるのが精神的負担である。行政が取り立ててくれる自治体もあるようなので、富山県が取り立てる支援をお願いしたい。	P35（4）養育費の履行確保や安全・安心な親子交流に向けた支援の実施 ・ご意見については、国の養育費の支払い確保に向けた見直しの動きも見ながら、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
		P35（4）養育費の履行確保や安全・安心な親子交流に向けた支援の実施
経済的支援の推進		
	・進学時や学校生活の費用が負担。支援を手厚くしてほしい。 ・子供が将来進みたい大学や専門学校など選択できる様な支援があると助かる。 ・高校は義務教育ではないためか、制服や教科書購入などに対する支援はないように思う。私立ともなれば、負担はおおさら大きい。貸付ではなく経済的な支援を希望する。 ・多子世帯だけでなく、ひとり親世帯も学費無料としてほしい。 ・高校入学にあたり、入学金・制服代・学校用品代など、多額の出費が必要。差し当たり、無利子で貸付などあればとても助かる。 ・子供の大学進学のための費用が捻出できない。国の大学無償化の制度を利用しようと住民税非課税世帯でいなくてはいけない。無償化制度を利用しなくても良いくらいに今から収入を増やそうなんて難しい。 ・制服の無償化をお願いしたい。 ・新学期に向けて必要な物を買う援助が欲しい。 ・中学入学にあたり、就学援助制度を利用し、大変感謝しているが、足りないため拡充して欲しい。 ・入学準備のための経済的支援が欲しい。	・お子さんの進学・修学に関する支援としては、母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金、修学資金等）の他、国の高等教育の修学支援新制度、高等学校等就学支援金制度など給付や減免を行うもの、自治体独自の制度等もあり、引き続き、ひとり親支援ナビ等を活用し、周知してまいります。
		P36（2）母子父子寡婦福祉資金の貸付け

ご意見の概要	県の考え方
- 児童扶養手当、児童手当は高校生までだが、大学生も学生であり、負担も大きい。 - 児童扶養手当や医療費助成制度、給付金の所得制限を緩和してほしい。 - 所得制限限度額ギリギリの人への給付制度が欲しい。 - 所得制限なしの経済的支援が欲しい。 - 子供が20歳になるまで医療だけでも支援してもらいたい。 - ひとり親医療費助成制度の対象となる子どもの年齢を引き上げて欲しい。 - 子供が20歳になるまで医療だけでも支援してもらいたい。 - ひとり親でも生活水準が家庭により異なる。本当に困っているひとり親の支援を手厚くしてほしい。 - 母子家庭であることを理由に、子供の可能性を狭めたり、我慢させたり、卑屈にならない経済支援が欲しい。児童手当を増やして欲しい。 - 物価高騰で生活が苦しい。物資提供や経済的支援が欲しい。	- 今年度国において、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げ、第3子以降の手当増額などの制度拡充や、ひとり親支援事業の所得要件（児童扶養手当受給相当）の一部撤廃、見直しをされたところであり、手当等の適正な支給や各支援制度の活用を推進していきます。 - また、ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。 P36（1）児童扶養手当の支給 P37（2）ひとり親家庭等医療費助成の実施 - ご意見について、非常時には、各種支援制度の周知強化、活用を図るとともに、国、市町村と連携し、ひとり親家庭の実態の把握、経済的支援に努めるとしております。 - また、2月補正予算で、物価高騰の影響を大きく受ける低所得のひとり親家庭を対象とした「ひとり親家庭応援事業」を行うことし、3月末より申込を開始する予定としております。 - 引き続き、非常時における各種支援制度の活用や支援に努めます。 P37（8）非常時における各種支援制度の活用
その他	
- 離婚前の別居期間中は経済的にも精神的にも厳しい。離婚調停・裁判中の場合などは、離婚前でもひとり親支援を受けられるようにしてほしい。 - 離婚後も戸籍ができるまでタイムラグもあり、手当が受けられるまで時間がかかった。離婚成立後は、速やかに児童扶養手当など支援が受けられるようにしてほしい。 - 支援の市町村格差をなくしてほしい。 - 子供たちの声を聴いて、県政に反映させてほしい。	- 母子家庭等就業・自立支援センターの利用や離婚前後の親支援講座は、離婚前の方も対象としております。 - また、ひとり親支援団体や民間団体等との協働により、離婚前からの相談機会や居場所の提供などに取り組んでおり、広くご利用いただけるよう、情報発信を行ってまいります。 P22（6）民間団体との連携による相談機会の充実 P24 1(1)母子家庭等就業・自立支援センター等による親及びこどもの就業支援 P35（1）養育費の確保、親子交流に関する情報提供と社会的気運の醸成 - ご意見を踏まえ、手当等の認定にあたり、必要な書類が届き次第、速やかな審査の実施、支給に努めます。 — - 計画の推進にあたっては、国、県、市町村、関係団体等が互いに適切に役割を分担し、連携しながら施策を推進していきます。 - 市においては、地域の実情に応じてひとり親家庭等へのさまざまな自立支援施策等を進めていくことが求められており、 - 県としては、ひとり親家庭の支援策の総合的かつ計画的な実施、市町村が行うひとり親家庭等への支援策の円滑な実施について、連携や支援を図っていきます。 P38 第5章計画の推進にあたって (1)国、県、市町村及び関係団体の役割分担と連携 - この第5次計画の評価については、計画期間内に評価を行うこととしており、ひとり親家庭のこどもも含めた「当事者」からの意見聴取を行うことを追加しております。 P38 第5章計画の推進にあたって (4)計画の評価